

学習指導に関する留意事項

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかつたことによって、学習に著しく遅れが生じることがないように、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること。

- ① 令和2年度の教育課程内での補充については、令和2年3月9日付け教委義第2091号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業期間における小学校、中学校及び義務教育学校の指導内容の確認及び未指導の内容が生じた際の対応例について（依頼）」等を参考にすること。
- ② 臨時休業に伴う未指導の内容について年度当初に補充する場合は、学習指導要領に示された以下の内容も参考に、カリキュラム・マネジメントの考え方を生かし年間の授業を計画すること。

学習指導要領 第1章第2の3の(2)ア

ア 各教科等の授業は、年間35週（第1学年においては34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

- ③ 平成31年4月8日付け教委義第10号「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて（通知）」にある「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」により対応することなども考えられること。

(2) 補充のための授業を行う場合の留意点

補充のための授業等、必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。

- ① 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ② 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの、その際、児童生徒に見合った授業日数・授業時数であることや、教職員の負担過重とならないように配慮すること。

(3) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した「3つの条件が同時に重なる場」を避けるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導（単元や題材）の順序（時期等）の変更などが考えられること。

「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため

- 換気の悪い密閉空間にしないため換気を徹底する
- 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする
- 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

- ① 「3つの条件が同時に重なる場」を避ける一方で、児童生徒の資質・能力の育成に資する学習を充実させる観点から、新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」による授

業改善に取り組むこと。その際、特に「対話的な学び」とは、そもそもグループ学習やペアワーク等による話し合い活動等の学習形態を指すものではないことに留意し、ICT 機器や思考ツール等を効果的に活用したり、先哲や作者等の考えに触れたりすることで自己の考えを広げるなどの学習活動を工夫して行うこと。（※参考資料 1・2 参照）

- ② 活動を伴う授業は、以下の外国語活動・外国語の例を参考に、各学校の実態に応じて指導を工夫すること。

外国語活動・外国語の例（※参考資料 3 参照）

- 外国語の授業では、コミュニケーションの一環としてハイタッチ等をさせるケースがあるが、お互いの距離を取る観点から、そのような行動を避けることが望ましい。
- 通気と距離を確保する観点から、特に伝え合う活動に焦点を当てた授業を実施する際には、体育館や多目的スペースなど、教室以外の広い空間を使用することも考えられる。
その際、特に小学校では、広い教室であっても子ども同士が接近することが予想されるので、「ビニールテープを使って位置を示す」などにより距離を取るようにする。
- 本を持って説明をしたり読み聞かせをしたりする際には、実物投影機などを使用することにより、子ども同士が近付かなくてもよい工夫をする。

- ③ 実技指導については、以下の音楽科・体育科の例を参考に、各学校の実態に応じて指導を工夫すること。

音楽科の例（※参考資料 4 参照）

- 音楽科においては、当面の間、原則として「歌唱」や「器楽（鍵盤ハーモニカ・リコーダー等）」といった、飛沫感染の恐れのある活動は行わない。
- 当面の間は年間指導計画の順序を変更し、小学校では「音楽づくり」や「鑑賞」、中学校では「創作」や「鑑賞」などの活動を優先して実施する。
※ただし、「音楽づくり」や「創作」においては、飛沫感染の恐れがない活動を実施する。
（例）リズム学習
- 器楽では「木琴・鉄琴」などの打楽器や、「箏」「三味線」などの和楽器など、飛沫感染の恐れがない楽器を扱うことは考えられるが、合奏や児童生徒が密集した活動は避けること。

体育科の例

- 「3密」（密閉、密接、密集）を避けるため、屋内では換気を行う、人と人の間隔を 1 m 以上空ける、大声を發した運動をしない、など対策を講じること。
なお、年間指導計画を弾力的に見直し当分の間、屋外での授業を中心に実施する等配慮すること。特に剣道や柔道などの武道については、2 学期以降に実施すること。
- 臨時休業期間が長かったことを踏まえ、運動強度を段階的に上げる等、児童生徒の状態に応じた適切な指導をすること。
- 事前に健康観察を行い、軽微でも発熱や風邪等の症状がある児童生徒は授業に参加させないこと。

(4) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別を許さない教育について

感染者、濃厚接触者とその家族、感染症対策の医療従事者等やその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症対策に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような差別や偏見が生じないようにすること。

- ① いじめの早期発見やいじめが発生した際の対処等については、各学校において組織的に対応することや毅然とした対応をすることが重要となる。いじめと疑われる行為を発見したり通報を受けたりした場合には、まず、その場で行為を止めるとともに、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で、真摯に傾聴し指導していくことが大切である。
- ② いじめの防止や安全の確保といった課題について、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。(※参考資料5参照)

学習指導要領解説 総則編 道徳教育推進上の配慮事項 より

- | |
|--|
| <p>○ 道徳教育においては、道徳科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかりと育てることが大切である。</p> |
|--|